

令和7年

第12回選挙管理委員会臨時会

日 時	令和7年9月28日(日) 午前10時から
場 所	一関市役所 選挙管理委員会室(大会議室)
付議事件	議案第82号 投票管理者の職務を代理すべき者の選任の変更の専決処分 に関し、承認を求めることについて
	議案第83号 投票立会人の選任の変更の専決処分に関し、承認を求める ことについて
	議案第84号 選挙人名簿から抹消すべき者について



議案第 82 号

投票管理者の職務を代理すべき者の選任の変更の専決処分に関し、承認を求めること  
について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 137 条第 1 項の規定により、別紙のとおり  
専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 7 年 9 月 28 日提出

一関市選挙管理委員会 委員長 高 橋 秀 典

## 専決処分書

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第137条第1項の規定により、委員会を招集する暇がないと認め、次のとおり専決処分する。

令和7年9月26日

一関市選挙管理委員会 委員長 高橋 秀典

## 記

投票管理者の職務を代理すべき者の選任の変更について

## 投票管理者の職務を代理すべき者の選任の変更について

第11回選挙管理委員会臨時会において可決された「議案第76号 投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について」について、別紙のとおり変更し、選任するものとする。

議案第 83 号

投票立会人の選任の変更の専決処分に関し、承認を求めることについて

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 137 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 7 年 9 月 28 日提出

一関市選挙管理委員会 委員長 高 橋 秀 典

## 専決処分書

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第137条第1項の規定により、委員会を招集する暇がないと認め、次のとおり専決処分する。

令和7年9月26日

一関市選挙管理委員会 委員長 高橋 秀典

## 記

投票立会人の選任の変更について

## 投票立会人の選任の変更について

第11回選挙管理委員会臨時会において可決された「議案第77号 投票立会人の選任について」について、別紙のとおり変更し、選任するものとする。

議案第84号

選挙人名簿から抹消すべき者について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により、令和7年9月28日現在において別冊の者を選挙人名簿から抹消する。

令和7年9月28日提出

一関市選挙管理委員会 委員長 高橋 秀典

選挙人名簿登録者数内訳

区 分		男	女	計
前回（令和 7 年 9 月 20 日 現在）の名簿登録者数 (A)		44,080	46,721	90,801
抹 消 者	死亡（9 月 28 日 まで）	17	19	36
	転出後 9 月 28 日 までに 4 箇月を経過した者 （令和 7 年 5 月 27 日 までに転出した者）	13	16	29
	計 (B)	30	35	65
今回（令和 7 年 9 月 28 日 現在）の名簿登録者数 (A - B)		44,050	46,686	90,736